

認証保育所ご利用の方向け保育料補助のご案内 (R7年度版)

★令和7年度から、認証保育所にお通りの幼児教育・無償化に該当する方の申請方法が変わります！
 ★令和7年9月以降のご利用分から、補助金額が一部変更になります。詳細は裏面をご確認ください。



認定の有無により、支給金額が変わります。詳細は裏面をご確認ください。

スケジュール

注意 最終申請締切：令和8年4月14日 注意

✓年度内に一度の申請です 年度内に一度ご申請された方は、年度末もしくは退園月まで、各回ごとに区側で審査・支給いたします。	支給対象の利用年月	申請締切日	口座振込み時期
	第1回(4月～6月分)	令和7年 7月14日	令和7年 8月下旬
	第2回(～9月分まで)	令和7年10月15日	令和7年 11月下旬
	第3回(～12月分まで)	令和8年 1月14日	令和8年 2月下旬
	第4回(～3月分まで)	令和8年 4月14日	令和8年 5月下旬

※無償化に該当する方も、年度内一度のご申請で審査・支給いたします(認証保育所利用分に限る)。

※令和8年4月14日までに申請がない場合、補助金の全額もしくは一部はお支払いできません。

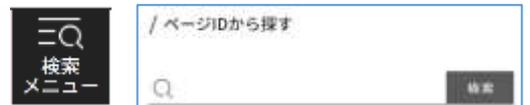
申請方法



- ✓電子申請でご申請ください。(所要時間:10分程度)
- ✓こちらの二次元コードから申請画面へ
- ✓お手元に園から配られたご案内をご用意ください。
- ✓パソコンからの申請の場合のURLはこちら
<https://logoform.jp/form/JqMJ/611274>

申請方法Q&A

区ホームページの検索メニューから、ページIDを入力してご検索ください



No.	質問	回答
1	申請に必要な書類はありますか？	令和7年度から無償化に該当する方も施設発行書類の添付は不要です。 0～2歳児クラス(課税世帯)の第1子をお預けで、令和6年1月1日時点で世田谷区に住民票がない場合、課税(非課税)証明書や海外での給与明細等のデータをご提出ください。(詳細は区ページ ID:15328)
2	郵送で申請することはできますか？	区ホームページから申請書をダウンロードしてください。(※可能な限り電子申請にご協力ください)
		 区ページ ID :1509
3	配付された書類をなくしました	お電話で(03-6453-4990)までご連絡ください。書類をご自宅宛てにお送りします。

月額補助上限金額

※9月以降、補助金額が変わります！区側の審査処理で金額の切り替えを行いますので、再度(2回目)のご申請は不要です！(ご申請方法に変更ありません)

	クラス 年齢	区民税	保育認定の 有無	子順	令和7年4月～8月 までのご利用分 ※①、③、⑧の方は 課税額に応じた補助 額です。(詳細は右の 二次元コードから)  ページ ID:15328	令和7年9月以降 のご利用分	
①	0～2歳	課税世帯 ※海外で課税 世帯相当の収 入があった場 合含む	認定あり	第1子	0～40,000円	80,000円	
②				第2子 以降	67,000円		
③				認定なし	第1子	0～25,000円	52,000円
④					第2子 以降	52,000円	
⑤		非課税世 帯	認定あり		67,000円	80,000円	
⑥			認定なし		25,000円	52,000円	
⑦	3～5歳		認定あり		57,000円	77,000円(※1)	
⑧			認定なし		0～20,000円	40,000円(※1)	

※1 ⑦、⑧の方は給食費(食材料費)に係る費用がある場合、別途 3,000円を上限に上乗せして補助します。

※2 ①、②、③、④、⑥、⑧の方は、48時間以上の月極契約であること及び月の初日に世田谷区に住民登録があることが補助金受給の要件です。また、認定を取得したその月から「認定あり」の方として審査します。

※3 ⑤、⑦の方は、認定期間が月途中から、もしくは月途中までの場合、日割りで減額を行います。

※4 実費負担額が補助上限額に満たない場合は、実費負担額までの補助となります。

⑤、⑦に該当する無償化対象の方(0～2歳児クラスの非課税世帯または3～5歳児クラスで、認定をお持ちの方)の申請フローの変更点について(令和7年度から)

変更点：①認証保育所発行書類の添付が不要になる ②年度内に一度の申請

※上記の変更点は認証保育所ご利用分のみです。他の施設へ転園した場合は申請方法が異なりますのでご注意ください。また、他の無償化対象施設・事業を併用された場合は、申請の際に他施設分の発行書類を添付してください。認証保育所の保育料と合算し、上限額までお支払いします。

保育認定の更新(現況確認)について

入園担当から「保育の必要性が継続しているか」を確認する「現況確認」のご案内を、例年7月上旬ごろにお送りしています。提出が漏れると無償化の補助を受けることができなくなりますので、必ずお手続きいただきますようお願いいたします。

問合せ先

世田谷区子ども・若者部内 幼保補助金事務センター 03-6453-4990 (平日 8:30-17:00 ※庁外のセンターで受電)
【窓口】〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27(第2庁舎2階22番窓口)保育認定・調整課 認可外保育施設担当